

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
発寒川取水場No.1・2導水ポンプ整備修繕	平成28年7月6日	(株)西島製作所札幌支店	10,800,000	本設備は、河川から取水場に取り込んだ水を浄水場へ送る役割を担うものである。それらの設備に不具合が生じた場合、浄水処理の源となる水が送れないことから浄水処理が滞る恐れがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復と延命を図る必要がある。 本修繕の対象機器は左記業者が製造・据付したものである。 試運転や調整の際には、他社には開示していないメーカー独自の製作図やクリアランス等の許容範囲が必要であり、それらのデータを保有している業者でなければ良否の判断及び施工調整ができない。また、上記データを保有している唯一の業者は左記業者のみである。よって、左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
配水センターほか自家発電設備整備修繕	平成28年7月7日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北海道支社	10,800,000	本修繕の対象となる自家発電設備は、三菱電機株式会社北海道支社が製作・据付したものであり、配水センターほか2施設において停電時に施設の全電力を賄う唯一の非常用発電設備である。本修繕では、機能の維持・回復を図るため、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めている。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断・劣化診断における良否確認ができず確な履行が不可能である。 左記業者は、三菱電機株式会社北海道支社より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
西野浄水場表洗逆洗ポンプ吐出弁整備修繕	平成28年7月8日	(株)荏原製作所北海道支社	1,598,400	本設備は、ろ過池の洗浄工程の一端を担うものである。それらの設備に不具合が生じた場合、ろ過工程が不可となり、浄水処理が滞る恐れがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。 本修繕の対象機器は(株)森田鉄工が製作・据付したものであるが、ポンプ設備の一部であり、ポンプの運転と連動するものであるため、メンテナンスに関してはポンプメーカーである左記業者が行っている。弁を動作させるためのバルブコントローラーのギヤの歯当たりやスイッチ類の設定には、それぞれのポンプにあった調整が不可欠である。また、本設備は、ポンプの運転と密接に関わることから、弁単体ではなくポンプ設備としての機能を満たす必要がある。したがって、左記業者でなければ実施することができない。よって、左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
藻岩浄水場排水池河川放流弁設備整備修繕	平成28年7月22日	前澤工業(株)北海道支店	4,320,000	本修繕の対象機器は、左記業者が製作・納入したものである。河川放流弁は、ろ過池運用(ろ過池洗浄排水等の河川放流)を行う上で最も重要な設備の一つであり、浄水処理には必要不可欠な機器である。また、履行にあたっては、浄水処理に支障が無いよう正確・迅速に実施する必要がある。 本修繕は、当該機器の点検整備を行い、設備の経年劣化に対する予防保全及び適正な機器の運用を図ることが重要な要件である。 当該機器は左記業者が設計・製造及び設置したものであり、対象機器においては、製造メーカー独自の開発部品が多く、また整備に必要な技術、資料については製造メーカー独自の仕様で一般に公開しておらず、製造メーカーでなければ入手することが出来ない。本修繕後の試運転や性能確認などはその他機器との連動確認等総合的な調整が必要なことから左記業者以外では行うことができない。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、左記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
西野浄水場ろ過コントロール弁整備修繕	平成28年7月25日	(株)本山製作所	6,480,000	本設備は、ろ過池のろ過量を調節するためのものである。それらの設備に不具合が生じた場合、ろ過工程が不可となり、浄水処理が滞る恐れがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。 本修繕の対象機器は左記業者が製作・据付したものである。 バルブを動作させるための駆動部やスイッチ類の設定にはそれぞれのバルブにあった調整が不可欠であり、調整時に必要な許容範囲値や設計・製造時のデータを保有しているのは左記業者のみであることから、本修繕は左記業者でなければ実施することはできない。よって、左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
白川第1-3浄水場消石灰注入機整備修繕	平成28年7月27日	新栄クリエイト(株)	27,864,000	当該機器は、浄水処理に不可欠な消石灰スラリーを河川原水に注入させpH調整を行う設備である。 本修繕は当該機器の経年劣化に伴う部品交換等の分解整備及び必要な調整等を行うことにより、低下した機能ならびに性能の回復を行うものである。また当該機器は浄水処理を行うための薬品注入設備の一部であり、浄水場の運転・管理に支障をきたさないために、的確かつ迅速に修繕を実施する必要がある。 本機器は白川浄水場専用に設計・製作された機器であるため、本修繕で交換する部品については製作当時の設計図を元に、他の部分の磨耗状態や経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。 当該機器の設計・製造業者である(株)磯村は北海道に支店・営業所がなく、左記業者が北海道における唯一のメンテナンス会社である。 また、左記業者は本修繕に必要な当該機器の構造や特徴・設計時のデータ等の他の業者が知り得ない情報も設計・製造業者である(株)磯村と情報共有している。 これらのことから、本修繕を遂行する上で必要な能力・知識及び技術等を勘案すると左記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
藻岩浄水場排水池沈澱池上澄水流入弁設備整備修繕	平成28年8月4日	(株)クボタ北海道支社	3,240,000	本修繕の対象設備は沈澱池の上澄水を排水池へ流入させるための設備であり、沈澱池運用(沈澱池の排泥等)には必要不可欠で重要な設備の一つである。また、沈澱池運用に支障が起これば、浄水処理に影響を及ぼしかねないことになる。履行にあたっては浄水処理に支障がないよう稼働しながら正確かつ迅速に実施する必要がある。 本設備は、左記業者が製造したものである。整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様であり、かつ一般に公開されていないため、他の業者では入手できない。本修繕後の試運転や性能確認などの総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。左記業者は、対象設備の整備に必要な技術、資料を有する唯一の業者である。 以上の理由から、他の業者以外では施工できないため、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
白川第1-3浄水場消石灰循環ポンプ整備修繕	平成28年8月4日	ラサ商事(株)札幌支店	1,101,600	本修繕の対象機器は、凝集pH調整剤の消石灰を貯蔵槽から注入機へ移送するために設置されているポンプ設備である。 この機器に不具合が生じて消石灰の注入ができず、凝集pHの制御が不能となると、良好な凝集処理が行えなくなり、最終的には浄水処理停止に至る重要な機器である。本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。 本修繕の実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整を行わなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 当該機器の設計・製作者は太平洋機工(株)であるが、左記業者は対象機器であるポンプに関して、整備の代理店に指定されている唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
白川第1浄水場1-8号ろ過池原水扉整備修繕	平成28年8月5日	前澤工業(株)北海道支店	11,858,400	<p>本修繕の対象機器は、第1浄水場ろ過池への流入をコントロールするために設置されている、ろ過池流入側の電動ゲートである。</p> <p>この機器は、ろ過池のろ過・洗浄システムの一部となっているため、故障が発生すると、ろ過・洗浄が不可能となり、浄水処理停止に至る重要な機器である。</p> <p>本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>従って、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整を行わなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>左記業者は、当該機器の設計・製作及び据付を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。</p> <p>以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
藻岩浄水場No.3・4沈殿池電動弁設備整備修繕	平成28年8月8日	(株)栗本鐵工所北海道支店	7,668,000	<p>本修繕の対象設備は、藻岩浄水場No.3・4沈殿池上澄水排水弁設備、排泥弁設備で構成されている。No.3・4沈殿池上澄水排水弁及び排泥弁は、沈殿池排泥等の作業時に使用し、沈殿池運用に必要で重要な設備である。加えて、排泥弁は、経年劣化により弁体摩耗が増大するため、定期的な整備を実施し、止水性を保持させる必要がある。また、対象設備整備時は沈殿池を休止させる必要があるため、浄水処理に支障が無いよう、迅速かつ正確に本修繕を実施する必要がある。</p> <p>本修繕の対象設備は、左記業者が設計・製造及び設置したものである。弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品であるため、整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様となっており、かつ一般に公開されていない。また、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。</p> <p>以上の理由から、他の業者では施工できないため、左記業者を特定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
札幌市水道局ボトルドウォーター「さっぽろの水」製造	平成28年8月9日	ゴールドバック(株)	5,036,900	<p>市内にペットボトル水の生産ラインを所有し、かつ、本市競争入札参加資格者である飲料品製造業者は十数社あるが、いずれも、「自社製品のみを製造している」などの理由により、請負える業者は一社もない中、ゴールドバック株式会社は、本市競争入札参加資格者名簿に未登録ではあるが、恵庭市内にペットボトル自社工場を所有し、「さっぽろの水」を本単位規模で製造することができる唯一の業者であるため、同社に発注することが妥当と判断される。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	中部料金課
宮町浄水場PAC移送ポンプ整備修繕	平成28年9月8日	宝生産業(株)	1,998,000	<p>本設備は、浄水処理に不可欠なPAC(ポリ塩化アルミニウム)を注入ポンプ設備へ供給するためのものである。それらに不具合が生じた場合、PACの供給が不可となり、浄水処理が滞る恐れがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。</p> <p>本修繕の対象機器は日機装(株)が製作したものであるが、メンテナンスに関しては左記業者に移管している。</p> <p>試運転や調整の際には、他社には開示していないメーカー独自の製作図やクリアランス等の許容範囲が必要であり、それらのデータを保有している業者でなければ良否の判断及び施工調整ができない。また、本設備データを保有している唯一の業者は左記業者のみであることから、左記業者でなければ実施することができない。従って以上より、左記業者に特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
白川浄水場特別高圧電気設備修繕	平成28年9月15日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北海道支社	11,880,000	<p>本修繕の対象となる特別高圧電気設備は、白川浄水場が使用するすべての電力を受電する白川浄水場でも極めて重要な設備である。</p> <p>白川浄水場特別高圧電気設備は三菱電機(株)が白川浄水場専用設計・製作し、納入・施工したプラント設備であり、本修繕にあたっては外部には公開していない設計・メンテナンスデータ、制御機構等を把握し整備、調整作業を行わなければ設備機能の確保ができず、非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>この要求にこたえられるのは、製造業者である三菱電機(株)から保守点検整備・修繕業務を引き継いでいる左記業者が唯一の会社となっている。</p> <p>これらの理由から、左記業者以外では本修繕は履行することはできない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
高区配水施設計装設備点検業務	平成28年7月14日	美和電気工業(株)札幌支店	4,104,000	本業務の対象となる計装設備は、配水池・ポンプ場・配水幹線の配水量・水位等を計測し、運転制御及び配水情報管理システムによって監視するものであり、高区配水施設および配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている。当該設備には製造メーカー独自の技術開発部分が多く、外部には公開されていない設備仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ、機能診断における良否判定や、機器内部設定値の調整が出来ない。左記業者は、当該設備の製造メーカーである横河電機(株)から技術・データおよび保守サービス業務の継承を受けた道内で唯一の業者であり、左記業者以外では本業務を遂行することが出来ないことから特定するものである。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
西野・宮町浄水場計装設備点検業務	平成28年7月21日	美和電気工業(株)札幌支店	1,512,000	本業務の対象機器である計装設備は、浄水場の運転制御を行うための重要設備であり、24時間連続稼働している。これらの保守業務を行うには、当該設備の専門知識・技術力を必要とし、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができず、かつ、24時間連続稼働している浄水場の運転に、支障の無いよう点検を行うためには、浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければならない。 当該設備は、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、道内で唯一の総代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の技術開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価は不可能である。 さらに、計装設備の異常や故障などの緊急時には、休日・夜間を問わず、迅速に対応可能な技術者を常に配置しておかなければならない。 以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他には無い。よって左記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
水道メーター検針等業務(豊平区及び清田区)(単価契約)	平成28年7月29日	北ガスサービス(株)	89,817,260	本業務は、直接市民と接する機会が多く、給水装置等に関する知識や苦情処理等の対応力が必要なことから、業務の履行にあたっては、適切な人員を確保するなどによる、業務の不断かつ確実性が求められる。 本市は、積雪寒冷地という地域特性により、水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が他都市と比較して深いため、指針確認の困難性が高く、また、冬期間には積雪等のため認定請求するケースが多く、このため、雪解け後に認定請求の精算を行い、使用水量に変動がある場合などは、漏水調査等の特殊な業務が必要となっている。 これらの状況から、市民サービスの低下を招くことなく、本業務を安定履行するため、金額のみならず、業務履行能力など総合的な評価による事業者の選定が必要ことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者候補者を選定した。以上のことから、本プロポーザルの受託事業者候補者である、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業課
水道メーター検針等業務(西区及び手稲区)(単価契約)	平成28年7月29日	第一環境(株)北海道支店	92,015,714	本業務は、直接市民と接する機会が多く、給水装置等に関する知識や苦情処理等の対応力が必要なことから、業務の履行にあたっては、適切な人員を確保するなどによる、業務の不断かつ確実性が求められる。 本市は、積雪寒冷地という地域特性により、水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が他都市と比較して深いため、指針確認の困難性が高く、また、冬期間には積雪等のため認定請求するケースが多く、このため、雪解け後に認定請求の精算を行い、使用水量に変動がある場合などは、漏水調査等の特殊な業務が必要となっている。 これらの状況から、市民サービスの低下を招くことなく、本業務を安定履行するため、金額のみならず、業務履行能力など総合的な評価による事業者の選定が必要ことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者候補者を選定した。以上のことから、本プロポーザルの受託事業者候補者である、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業課
水道メーター検針等業務(白石区及び厚別区)(単価契約)	平成28年8月1日	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	91,444,842	本業務は、直接市民と接する機会が多く、給水装置等に関する知識や苦情処理等の対応力が必要なことから、業務の履行にあたっては、適切な人員を確保するなどによる、業務の不断かつ確実性が求められる。 本市は、積雪寒冷地という地域特性により、水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が他都市と比較して深いため、指針確認の困難性が高く、また、冬期間には積雪等のため認定請求するケースが多く、このため、雪解け後に認定請求の精算を行い、使用水量に変動がある場合などは、漏水調査等の特殊な業務が必要となっている。 これらの状況から、市民サービスの低下を招くことなく、本業務を安定履行するため、金額のみならず、業務履行能力など総合的な評価による事業者の選定が必要ことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者候補者を選定した。以上のことから、本プロポーザルの受託事業者候補者である、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	営業課
藻岩ポンプ場ほか直流電源設備点検業務	平成28年9月7日	(株)北海道ジーエス・ユアササービス	1,544,400	本業務は、高区配水施設に制御用電源を供給する重要な機器の精密点検であり、専門の知識・技術力はもとより、不測の事態にも迅速且つ確実に対応できる業者でなければならない。本業務の対象機器は、(株)GSユアサが製作し、そのサービス会社である左記業者が納入・据付・調整したものであり、点検整備には欠かせない当初からの機器運用データの蓄積がある。また、当該機器のコントロールプログラムや制御ユニットの内部情報は非公開であり、確実な施行にはこの技術情報やデータの解析力が必要不可欠であり、かつ異常時には24時間対応できる体制が整っていない。 以上の条件をみたし、当業務を確実に実行出来るのは左記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
水質情報管理システムサーバ移行業務	平成28年9月29日	富士通エフ・アイ・ピー(株)北海道支社	13,569,595	本システムは、水源から給水栓水までの水質自動測定機器等のデータを、24時間リアルタイムで収集・保存・解析等し、水質管理センターや浄水場等の端末に配信している。上記業務はH28年度の水道局本局の統合サーバ更新に伴い、新仮想サーバに構築された現行と同一の基盤上に、水質情報管理システムを再構築するものである。 本システムのソフトウェア(水質情報管理ソフトウェア)は、左記業者が販売・著作権を持つ環境監視ソフトFEINSをベースにして、同社が本市用にカスタマイズしたものである。また、統合サーバ機器に左記業者がソフトウェアを組み込み、設置・設定作業を行っており、本システムのプログラム構築等は左記業者以外には知りえない情報である。さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水道水質管理に影響を与える恐れがあるため、信頼性における作業を行う必要がある。従って、上記業務は本システムについて熟知・精通している左記業者しか行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水質管理センター